

2026年「日本・シンガポール外交関係樹立60周年」記念事業の届出 及び記念ロゴマークの使用要綱

(ロゴマークの作成の趣旨及び要綱の目的)

第1条

第1項 2026年は日本・シンガポール外交関係樹立60周年に当たり、両国は、この記念すべき年をできるだけ多くの人々と共に祝い、両国の交流を一層促進するため、日本・シンガポール外交関係樹立60周年記念事業（以下、「記念事業」）への関心及び認知度を高めることを目的に、ロゴマークを作成することとした。

第2項 この要綱は、記念事業の届出及び記念ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(記念事業の実施期間・場所)

第2条

原則として、2025年11月1日～2026年12月31日の期間に、シンガポール国内又は日本国内で実施するものであること（ただし、2025年11月1日～2025年12月31日は「プレ事業期間」として扱われ、同期間中に実施される事業におけるロゴマークの使用は認められない。）。

(記念事業の届出及びロゴマーク使用の条件並びに使用者の遵守事項)

第3条

第1項 記念事業としての届出及びロゴマークの使用に当たっては、以下の条件を全て満たす必要がある。以下の点を満たすかどうか不明な場合は、日本・シンガポール外交関係樹立60周年実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）に問い合わせること。

(1) 日本・シンガポール間の交流の促進、相互理解の促進、友好関係の強化、日本文化の紹介に資すると判断される事業（行事や催しに限らない。）であること。

(2) 公益性を有し、営利を主たる目的としていないこと。

なお、営利事業の場合は、以下の認定されるもの及び認定されないものの例を参照すること。

【認定されるもの】

- i. 日本の文化、芸術、技術等を幅広く紹介する取組
- ii. 日本、シンガポール両国への観光を促進する取組

※但し、その事業内で支出として精算され収支が「0」となる場合に限

る。

【認定されないもの】

- i. 特定の企業広告、企業製品の販売・広報等を目的とする事業（印刷物等の作成・配布を含む）
 - ii. 通常のビジネス業務と判断される事業、一般向けに公開しないイベント等
 - iii. SJ60 ロゴを使用する製品の販売事業
- (3) 日本やシンガポールの信用や品位を損なう、又は損なうおそれがないこと。
- (4) 日本又はシンガポールの法令及び公序良俗に反する又は反するおそれがないこと。
- (5) 特定の主義、政治的な主張又は宗教の普及を目的としないこと。
- (6) 他者の権利（著作権等）を侵害するおそれがないこと。
- (7) 本要綱第6条のロゴマークのデザイン及び使用に当たってのガイドラインを遵守し、ロゴマークを許可無く編集・修正して使用しないこと。
- (8) ロゴマークを自己の商標や意匠として登録するなど、独占的に使用しないこと。
- (9) その他、事業内容及びロゴマークの使用に関して日本国外務省及び事務局が適当でないと判断するものでないこと。

（記念事業及びロゴ使用の届出）

第4条

第1項 記念事業としての認定及びロゴマークの使用を希望する者は、誓約書（別紙1）、事業概要資料及び主催団体概要資料を、日本国内においては日本国外務省、シンガポール国内においては事務局に届け出なければならない。なお、誓約書の提出をもって、届出者は本要綱の全ての事項に同意したものとみなされる。

第2項 前項1の規定による誓約書の提出があったときは、提出された内容に明らかな問題があると認められない限り、当該届出に係る事業について、原則記念事業として認定されたものとみなす。

第3項 前項2の規定に基づき記念事業として認定されたものとみなされた事業（以下、「認定事業」）に対しては、速やかにロゴマークを付与するものとする。ただし、プレ事業期間に実施する記念事業に対しては、ロゴマークの付与は行われない。

第4項 認定事業は、日本国外務省及び在シンガポール日本国大使館のHPにて、誓約書に記載された事業名、事業実施予定日及び主催団体等名と共に掲

載される。なお、HP掲載を希望しない場合は、届出者が必ず届出時にその旨を申し添えること。

第5項 日本国外務省及び事務局は、認定事業が第3条に掲げる記念事業の認定及びロゴマーク使用に係る条件のいずれかに違反していると認める場合には、認定事業の実施者（以下、「認定事業実施者」）に対し、いつでも前項2の規定による認定を取り消し、かつロゴマークの使用の停止を命じることができる。この場合、認定事業実施者は直ちにロゴマークの使用を中止しなければならない。

（届出内容の変更）

第5条

第1項 認定事業実施者は、誓約書の提出後に事業内容に変更がある場合は、速やかに変更内容を日本国外務省または事務局に報告すること。

第2項 日本国外務省及び事務局は、前項の報告を受けた場合は、その変更内容を確認し、第3条に掲げた条件に明らかに違反する要素が含まれている事業であると判断した場合、認定事業実施者にその旨を伝達することとし、認定事業実施者は必要な措置を講ずるものとする。

（ロゴマークのデザイン）

第6条

ロゴマークのデザイン及び使用に当たってのガイドラインは、別紙2（注：※ロゴマーク決定後案内予定。）のとおり。

（ロゴマークの使用料）

第7条

ロゴマークの使用料は無料とする。

（ロゴマークの著作権）

第8条

ロゴマークの著作権等の一切の権利は、日本国外務省に帰属する。

（ロゴマークの使用期間）

第9条

ロゴマークを使用した制作物の使用期間は、ロゴマークデータの付与から事業の終了時までとする。

(違反者等に対する取扱い)

第10条

第1項 日本国外務省及び事務局は、認定事業実施者が本要綱に違反したときは、認定事業の取消し、ロゴマークの使用の差止めその他の必要な指示等を行うことができる。

第2項 日本国外務省及び事務局は、前項の規定による指示等を受けた認定事業実施者に対して、ロゴマーク使用物件の回収を求めることができる。

(免責事項)

第11条

第1項 記念事業の認定及びロゴマークの付与は、周年を祝う事業であることを識別することを目的としており、ロゴマークが付された商品や記念事業において提供されるサービスの品質等を保証するものではない。

第2項 記念事業の認定及びロゴマークの付与は、当該事業への日本国外務省及び事務局の後援名義の付与及び資金助成を意味しない。

第3項 記念事業の実施に関する全ての責任は認定事業実施者にある。当該事業が認定されたことによって、日本国外務省及び事務局が何らかの責任を負うことはない。

第4項 日本国外務省及び事務局は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わないものとする。

(1) 第10条第1項の指示及び同条第2項の求めを踏まえたロゴマーク使用物件の回収その他記念事業の届出及びロゴマークの使用に関して認定事業実施者に生じた損害又は損失

(2) 認定事業実施者が、記念事業の届出及びロゴマークの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

第5項 日本国外務省及び事務局が記念事業を認定したとみなしたことにより、当該事業の実施に係る日本政府(地方公共団体を含む)又はシンガポール政府当局が事業を許可したことにはならない。許可等が必要な事業については、認定事業実施者が責任をもって日本政府(地方公共団体を含む)又はシンガポール政府当局に対して許可申請を行う必要がある。

お問合せ先

日本・シンガポール外交関係樹立60周年実行委員会事務局

(Email) SJ60@sn.mofa.go.jp